

幼児教育・保育の無償化についてのご案内

満3歳から5歳児(小学校就学前)
までの子どもの保育料・入園料
が月額28,000円まで無償化

(兵庫教育大学附属幼稚園は月額8,700円まで)

- ◆入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせて28,000円(附属幼稚園は8,700円)まで無償化されます。
- ◆給食費等はこれまでどおり保護者負担です。

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
2,600円	6,100円	8,700円(附属)	0円
-	30,000円	28,000円	2,000円

※4月入園の場合、入園料は12か月で割った数とします。

無償化にあたり、毎年手続きが必要です。

⇒詳しい手続きは裏面をご覧ください。

預かり保育について

保育の必要性の認定を受けた3歳児(3歳になった4月1日以降)から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が月額12,300円(※)まで無償化されます。

※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限は490円)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,900円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,800円	9,800円	200円

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみが無償化の対象です。(月額17,700円が上限)

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合は、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。(月額12,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

⇒詳しい手続きは裏面をご覧ください。

■お問い合わせ先

加東市教育委員会事務局 こども未来部こども教育課(庁舎4階)

電話 0795-43-0546

通常の教育利用のみの方へ

- ◆幼稚園（兵庫教育大学附属幼稚園含む）を利用するすべての子どもは、「施設等利用給付認定（新1号認定）」が必要となります。

通常の教育利用＋預かり保育を利用される方へ

- ◆通常の教育利用に加えて預かり保育を利用する子どもは、『**保育の必要性の認定**』が必要です。これを「施設等利用給付認定（新2号認定）」といいます。

『保育の必要性の認定』とは

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。なお、保育を必要とする事由によって、認定期間は異なります。

【保育を必要とする主な事由】

- ①就労（1月あたり48時間以上の労働を常態） ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害
④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学
⑧虐待・DV ⑨育児休業（就労時から既に保育を利用しており、継続利用が必要である場合）

認定申請手続き（必要書類の提出）について

◆手続き方法

原則オンライン申請です。

下記のQRコードから手続きをしてください。預かり保育を利用される場合（新2号認定）は、保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）をご準備のうえ手続きをしてください。オンライン申請が難しい場合は、紙申請(※)でも受け付けます。



◀子育てのための施設等利用給付
手続きのご案内
※手続き前に必ずご確認ください。



◀子育てのための施設等利用給付
認定申請書 申請フォーム

※紙申請の場合の必要書類

- 必要書類 ①子育てのための施設等利用給付認定申請書
②保育の必要性を証明する書類（就労証明書、または申立書）
注）②の書類は、預かり保育を利用される場合（新2号認定）のみ必要です。
- 配布場所 こども教育課（庁舎4階）
市ホームページからもダウンロード可能です。
- 提出先 こども教育課（庁舎4階）

◆提出期日について

- ・認定希望月が4月の場合：2月15日～3月15日（休日の場合は翌開庁日）
- ・認定希望月が5月～3月の場合：認定希望月の前月の20日（休日の場合は翌開庁日）

※オンライン申請の場合は、締切日の17時15分までとします。

※遅れた場合の遡及適用はありませんのでご注意ください。

施設等利用給付費の支給方法

- ◆保育料等はいったん施設にお支払いいただいた後、加東市から保護者へ限度額まで償還する「償還払い」により無償化を実施いたします。
- ◆認定された方には、後日請求方法などについてご案内いたします。
- ◆兵庫教育大学附属幼稚園は法定代理受領となりますので、手続きは不要です。